

屋内禁煙のお知らせ

平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受け、行政機関の庁舎については令和元年7月1日から全国で屋内全面禁煙(加熱式タバコも含む)になります。

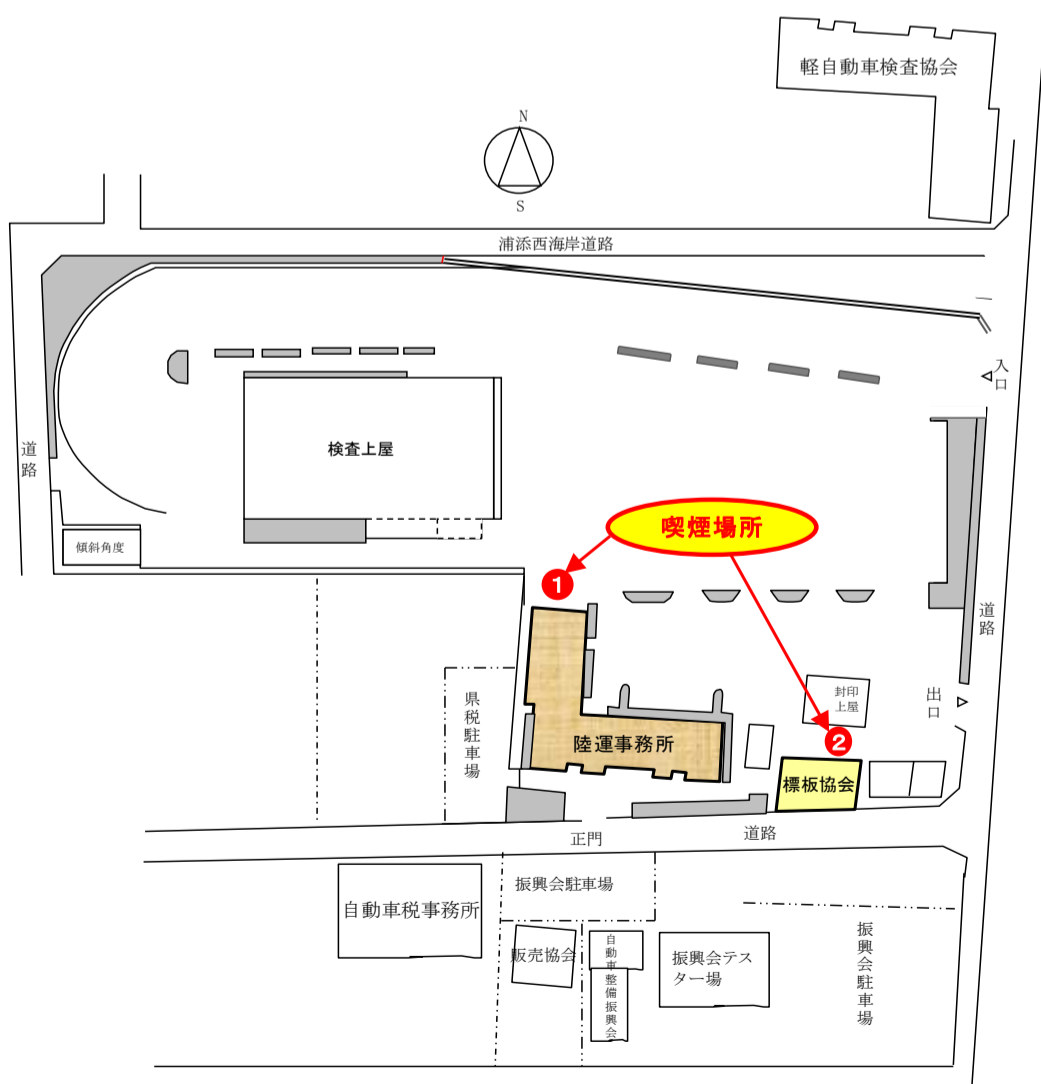
陸運事務所及び自動車機構並びに標板協会では、実施時期を前倒して6月3日から屋内全面禁煙とすることを決定しました。

一方、屋外については別紙の指定された喫煙場所以外の場所(以下、喫煙禁止場所と言う。)での「喫煙」は禁止とします。また、喫煙場所では「タバコ吸い殻のポイ捨て」もご遠慮ください。

なお、喫煙禁止場所で喫煙している者に対しては「喫煙の中止」又は「喫煙禁止場所からの退出」を命令するとともに、この命令に従わない場合は30万円以下の過料が科される場合があります。

来所される皆様におかれましては、何卒、ご理解並びにご協力を賜れますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙



① (イメージ)



② (イメージ)

